

## 民間資金等活用事業推進委員会第19回合同部会議事概要

日 時：平成14年1月23日（水） 13：00～16：05

会 場：中央合同庁舎4号館共用第2特別会議室

出席者：西野部会長、奥野委員、小幡委員、高橋委員

阿保専門委員、井崎専門委員、佐々木専門委員、中村専門委員、三井専門委員、  
美原専門委員、宮本専門委員、森専門委員、山下専門委員、山代専門委員

ヒアリング説明者：

【東京都】財務局経理部三枝企画担当課長

【調布市】政策室井上政策調整課長

パシフィックコンサルタンツ株式会社 PFI 推進室廣實室長

事務当局：竹内民間資金等活用事業推進室長、有木参事官、嶋田企画官、木村参事官補佐、  
菅野参事官補佐、藤原参事官補佐

### 議事概要

地方公共団体からのヒアリング

東京都より資料1に基づき下記の事項について説明があった。

#### 【説明事項】

- ・東京都におけるPFIへの取り組みと課題

調布市より資料2に基づき下記の事項について説明があった。

#### 【説明事項】

- ・調布市立調和小学校整備並びに維持管理及び運営事業（PFI）の概要

#### 【質疑】

<東京都への質疑>

- ・資料4ページにある事業タイプごとの統一的なPFI導入判断基準整備の問題意識は、総事業費に占める運営・維持管理費の比率が大きい方がPFIの事業として向いているということか。また、過大な初期建設費により、後年度負担が硬直的になることが望ましくないという考えか。
- ・（東京都）建設費の部分で圧縮し、それを将来の維持管理の間接費に引っ張ると、維持管理・運営がうまくいかなくなるのではという懸念がある。理想値があるわけではないが、想定として概ねフィフティ・フィフティになればいいのでは。初期投資のウェイトについては事業タイプにより異なるが、できる限り維持管理・運営の部分へ民が参入することで、より効果的なサービスが提供できるのではないか。
- ・PFI導入に係る統一的な判断基準は必要と考えるが、果たしてできるのかという問題

がある。個別の事業分野ごとにその特性を考慮した上で判断基準を考えた方がより柔軟性が増すのではないか。事業分野やその性格によっても変り得る要素があり、その辺は自治体の判断ということになるのでは。

- ・(東京都)ご指摘のとおり、統一的な判断基準を設けることは非常に難しい面もあるが、ミニマム的な指標が何かないかと考えている。すべての事業に幅広くVFMがあるかどうかの判断を行うことは、時間的・金銭的な費用が相当かかるという問題意識がある。適している分野を抽出することがあってもいいのではと考えている途上である。
- ・PFIではサービスの提供、運営に当たるものが多くあるべきという議論はもともとあった。運営の範囲をいかに増やすかということに注目すべきと考えるがどうか。
- ・(東京都)法的規制もあり、現状では、維持管理を民間へ委ねられる部分は非常に小さい。その小さなボリュームで間接費を出して経営が成り立つのかという懸念がある。維持管理費の部分である程度利益を出し、企業として成り立っていくことがPFIの理想的な姿なのでは。
- ・行政財産は法改正がなされたが、自治法上の公の施設の問題は残っている。税制上の課題等が挙げられているが、PFIでは、まさしく行政に成り代わる立場として位置付けられる事業と、公の施設の範疇に入らない、従来の補助を広げたような形で行う事業と大きく2つの類型があると思うが、その点の整理をどうお考えか。  
また、調布市の案件では、プールの運営を民間事業者が行うとのことだが、公の施設として利用料金などを条例で定めるという形なのか。
- ・(東京都)補助金がなければVFMが出ない事業や、また自治法等によって施設を公施設として管理しなければならない場合など、竣工後直ちに施設を行政側に移転せざるを得ない(BTO)事業があることも事実。BOTやBOOのように、民の自由度が高い方が益を上げやすく、最終的に低廉、良質なサービスに敷衍していくのではないかと考えている。
- ・(調布市)プールは学校施設の一部ととらえるが、料金徴収の問題もあり、調和小学校屋内プール設置条例を設けることを考えている。学校教育時間外に使用する社会教育施設と位置付ける。料金については、SPCへの徴収委託とし、収入は市の歳入するという形を想定している。
- ・複数企業の提案を組み合わせることがより望ましいと判断される場合もあり得る。その際、一企業のノウハウを他社へに伝えることはフェアな競争ではないと考えるが、その点はどのように考えるか。
- ・(東京都)企業独自の特許や工法等をどこまでディスクロージャーできるかどうかは、地方公共団体だけで判断できない。情報の開示によって民間事業者に悪影響を及ぼすことは、制度上も信義上もできないので、現段階では無理なのではと考えている。例えば、複数段階で提案を受け付ける方式を採用し、公表しても差し支えないと思われる情報の公表をあらかじめ条件付けておくというやり方であれば、できない話ではないと思う。
- ・(事務局)基本方針の中では、基本的には、様々な事項は公開するが、民間事業者の権利、競争上の地位その他利益を害する恐れある事項については公表しないとされている。現実問題としては難しいのではないかと。

- ・民間の立場としては、二段階選定が現実に行われている中で、一段階目で事業者を絞り込むという面に大きな意味があると見ている。絞り込むためには一段階目である程度知恵を出さなければならないが、その知恵が外に出ることに対しては非常に抵抗がある。現実には、知恵を出す努力はしつつ、独自のアイデアは出さないように工夫しているのが現状。特許の話もあったが、現実には、創意工夫の範囲で、思いつくか思いつかないかということになる。
- ・二段階の実施は難しいと理解していたが、事務局から何かあるか。
- ・(事務局)二段階、すなわち最初に絞り込むという手続きを行い得るかについては、絞り込むための何らかの条件提示を行い、その条件合格者という意味で選抜するということができれば可能。
- ・PFI導入により事業が早期に供用される可能性について、どのように評価されているか。また、補助金が出ないとVFMが出ない場合があるという表現があったが、その財源の考え方は。
- ・(東京都)資料に示すステップに従えば、事前の審査で、単純な仕組みのものでも1年半から2年必要。仕組みが複雑になると、それを越す時間がかかる。  
補助金の有無がVFMに与える影響についてであるが、補助制度がある場合にはそれを財源の一部として考慮した上で、VFMを算出することとなる。補助金交付の可否の結論が長引く場合には、補助金が出ないものとして算定せざるを得ないが、補助金含みでVFMが0.数パーセント程度となるとPFIを採用しにくい。補助金を導入することでVFMが決まるということ自体、PFIの本旨に沿うのかという疑念はある。補助金以外に、財源調達については地方債等も考えられるが、補助金に比べ利子分が加算されるため、補助金のある場合はそれに着目せざるを得ない。
- ・アドバイザーの選定に関して、競争性、公正性や透明性等への配慮はどのようにされているのか。
- ・(東京都)アドバイザーの選定については、提案方式で競争を行い、内部審査会で審査をして選んでいくという仕組みを設けている。
- ・事業が箱物からサービスに移行していくに従い、間接費の割合が大きくなっていくと思うが、PSCの算定にあたり間接費をどこまで算入するのか、現状と今後の方針について伺いたい。
- ・(東京都)現状は、平均人件費×所要人員数で計算せざるを得ない。厳密に言えば、東京都の総体の事業ボリュームをPFIの事業ボリュームで割り返して当該PFIの事業ボリュームが何人の人件費をカバーしているのかということまで考慮して間接費を算定すべきであろうが、できるかどうかは別問題である。
- ・今後、事業面や財務面のモニタリングが重要となるが、外部の専門家への委託というようなことも含め、どのような対応を考えているのか。また、事業破綻時の法的な問題も含めた専門知識、ノウハウをどのように補完していくとお考えか。
- ・(東京都)モニタリング、すなわち事業評価ということになるが、事業者に契約内容の履行監視を行わせたり、内部検査を行うなど、財務面からのチェックを担保している。また、独立行政委員会である監査委員から、行政効果確保の観点からチェックが入る。さ

らに行政監察制度や行政評価制度を通じたチェックの仕組みも設けている。今後は、これらに加えて外部からの評価の仕組みについても考えていく。

事業破綻時の問題については、事前に契約条項の中で明示することとなり、またダイレクト・アグリーメントでどういう取扱いをするかということになる。旧来の仕組みであったような債務保証をかけるというようなことにはならないが、最終的な責任をあくまでも民が負うのか、あるいは公共事業の本格的な提供母体である地方公共団体まで逆上っていくのか、これから検討すべき課題と考えている。

#### < 調布市への質疑 >

- ・落札者決定基準の配点の考え方について伺いたい。
- ・(調布市) 基礎点は当初 70 点と考えていたが、75 点とした。これは、今回のスキームの枠組みが比較的簡単であり、特殊性を有する維持管理、運営もないため、ある程度金額の評価を高めることでいいのではとの専門家の指摘を受けたことによる。加点項目のうち、V E 提案については、検討期間が短いことやV E 提案によるコストダウンについては金額面に反映できるであろうこと等から、配点を若干薄くしている。一方、開校スケジュールを重視したため、施工計画について厚めの配点にしている。また、プール施設の運営については、ノウハウを活かせる部分であり、配点を高くしている。
- ・スケジュールにゆとりがあれば配点も変わったとの理解でよいか。金融機関の支援についても、通常より強い意向表明が求められたが同様の理由か。また、最終的なV F Mが予想以上に高まったのは初期投資額の減少が大きかったということか。
- ・(調布市) スケジュールにゆとりがあれば配点も相当変わったと思う。特に、S P C の設立時期については評価する必要もなかったと思う。資金調達に関しては、金融機関の確約書を求めたが、ほとんどのグループからそれ以上のものが出てきた。また、V F M についてはイニシャルコストで 3 割程度減少している。
- ・本件は基本設計が与えられており、自由度があまりないという話であったが、工夫する余地が少ない中でP F I - L C C 算出時の建設額を従来方式の 8 0 % と想定することについて、内部でどのような議論があったのか。
- ・(調布市) 8 0 % の設定はかなり悩んだ部分である。具体的な基準や理論的背景があるわけではない。会計年度独立原則に縛られないという部分で 1 0 % 程度の減は説明できると考えたが、基本的には先行事例を参考に設定した。
- ・補助金等のイコールフットイングがあらかじめ実現していると仮定した場合、B T O、B O T のどちらを選択したとお考えか。また、資料 13 ページのリスク管理方針について、具体的にどのような項目で評価されたのか。
- ・(調布市) 補助金の問題もあったが、本件は学校であり、大規模災害があったときの緊急避難所になるという制約があったことからB T Oを選んだ。仮に学校ではなく、一般的な公共施設ということであれば、事業期間も 1 5 年ではなく長期にして、B O T にした方が、施設のメンテナンスや大規模改修等も含め、いろいろ検討ができたのではないかと思う。

リスク管理の評価については、例えば建設期間中であれば、建設工事保険等への加入

や近隣住民対策の内容等をみている。また、維持管理・運営期間中であれば、ビルメンテナン保険等への加入、さらに資金調達に関しては、金利の程度や固定か変動かというようなどころを評価項目として掲げている。

- ・ 配点については、実際にどれだけの幅があるかで重みが決まってくることになると思うが、どのぐらいのバラツキがあったのか。また、民間事業者のサービス向上を促すためのインセンティブはどのように設けたのか。
- ・ (調布市) 総合評価審査結果一覧にあるとおり、V E 提案については点数が提出数に左右されるものの、全体としてあまりバラツキはない。本件では落札金額の1位、2位が逆転する形で決まったが、これはS P Cの立ち上げ時期に係る評価の影響である。各グループの得意分野でそれぞれ高い配点が出たのではないかと思う  
事業者へのインセンティブについては、プール運営について、基礎入場人員を越えた人数に応じサービス購入費をプラスするという内容の契約を結んでいる。
- ・ 事業者のサービスに対するインセンティブの付与と関連して、本件において、サービスの規定や範囲等について教育委員会とはどのような議論があったのか。
- ・ (調布市) 教育委員会は、基本的に、学校を建設することであれば、その手法は問わないというスタンス。財政状況等を背景に、学校を建設するためにはこの手法しかないという説明をしていたため、民間委託の問題や維持管理・運営の問題は若干薄まった形で進んだ側面もある。

#### 事務局からの報告

- ・ 資料3に基づき、平成14年度予算政府案等(P F I関連)につき報告。

#### 次回の民間資金等活用事業推進委員会合同部会について

実際にP F I事業に携わられた民間事業者からのヒアリングを行う予定。

以上

(速報のため事後修正の可能性があります)

[ 問合せ先 ]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680, 9681